

各位

2017-2018 シーズン

「女子実業団バスケットボール選手」募集

一般社団法人アステム湘南スポーツソサエティ
事務局

はじめに

一般社団法人アステム湘南スポーツソサエティでは、平成28年度にクラブの中心を担うトップチーム「アステム湘南ウィクトリアス」女子バスケットボールチームを立ち上げました。

それに伴い、2016-2017 シーズンより神奈川県実業団女子バスケットボールリーグ、ならびに関東実業団女子バスケットボールリーグに参入。

将来的には、茅ヶ崎・湘南の女子プロスポーツチームをめざすと共に、国内トップリーグ(WJBL)参入を目標とした活動を行って参ります。

募集要項

※「クラブの理念」ならびに「トップチームのビジョン」に賛同いただけることが、応募の前提条件となります。

応募条件

1. 18歳以上(2017年4月時点で高卒以上)の方で、心身共に健康な女性。
2. 原則、高校または大学体育会での競技経験のある方。
3. 来季(2017年度)、日本実業団連盟(神奈川県実業団連盟ならびに関東実業団連盟)に登録可能な方。(クラブチーム等の二重登録禁止)
4. 現在、実業団チームやクラブチームなど、学生カテゴリ以外のチームに所属されている場合は、チーム責任者の承諾が得られる方。(高校生は保護者の承諾も必要)
5. 優先選考条件は、次の通りとなりますが、条件に満たない場合でも受け付けております。
 - ・高校 : 県大会上位や全国大会出場者、国体などへの選抜経験者。
 - ・大学 : 各地域学生リーグの1部リーグ、または2部リーグ出身者。
 - ・社会人 : 元実業団選手や移籍希望選手。クラブチーム全国大会経験者。

<その他>

- ・2017年4月時点で、学生(専門学生含む)の方は登録できません。
- ・社会人として就業中の方も応募可能です。登録後も現在の仕事を続けていただけます。
- ・ブランクのある選手の応募も受け付けております。

選考方法

1. 練習参加型トライアウトとなります。
2. 選考用履歴書をもとに面談を行います。

応募方法

1. オフィシャルサイトのお問い合わせフォームより「登録選手募集について」を選択し、応募期間内にご送信ください。
2. フォームに記入いただいたメールアドレスに「選考用履歴書」「承諾書」を添付してご返信しますので、プリントアウトし、必要事項をご記入の上、写真を貼って当日お持ちください。

応募期間

1. 1次募集：2016年11月1日（火）～2016年11月30日（水）
2. 2次募集：2016年12月19日（月）～2017年1月9日（月）

トライアウト期間

1. 1次トライアウト期間：2016年12月1（木）～2016年12月18日（日）
2. 2次トライアウト期間：2017年1月10日（火）～2017年1月22日（日）

※練習参加型となります。参加回数は期間中であれば複数回可能です。

※火～金曜は19：00～21：00（月曜オフ）となります。

土～日曜は練習試合・合同練習や外でのトレーニングが入るため時間未定です。

尚、練習日時の詳細については、応募後にご連絡します。

その他

1. 応募基準となる「クラブの理念」ならびに「トップチームのビジョン」への賛同につきましては、別紙に記載する資料をご覧ください。
2. トライアウトの可否については、2017年1月23日までにご連絡します。
3. トライアウトに合格し、チームに入団する際は、当法人の正会員としてクラブに所属する形になります。（詳しくは別紙資料をご覧ください）
尚、入会時に必要となる正会員入会費については、個人持ちの物品費用にあてさせていただきます。（新規入会費¥3,000／年会費¥12,000）
また、入団後の引っ越し・就業先に関しては、ご相談にのります。
4. 応募に関するお問い合わせにつきましては、応募期間に関係なくいつでも受付けておりますので、ご遠慮なく「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

一般社団法人 アステム湘南スポーツソサエティ
〒251-0043 神奈川県茅ヶ崎市今宿 1127
TEL : 080-9984-7004（直通）
MAIL : info@atthem-shonan.com
URL : <http://atthem-shonan.com>

【クラブの理念】

茅ヶ崎市を拠点としたここ湘南地域に住む全ての人々が、スポーツ活動を通じて心身共に豊かになるよう、地域スポーツの振興・生涯スポーツ社会の実現を図り、将来を担う子どもたちがスポーツに夢を抱くことができる。そんな環境づくりに向けて、スポーツをより身近なもの・魅力的なものにしていくことが、最大のクラブミッションです。

そのミッション達成に向け、アステム湘南スポーツソサイエティは、以下のビジョンをもってクラブ運営を行っていきます。

- ① 子供から高齢者まで、誰もが生涯を通じて運動やスポーツを楽しむことができる環境づくり。
- ② 興味や目的、体力や健康状態に応じた運動やスポーツを継続的に提供できる環境づくり。
- ③ 地域スポーツ団体をはじめ、行政や企業などと緊密な連携を図り、地域社会から必要とされるクラブづくり。
- ④ 多世代交流や地域と企業のつながりを広げる、地域スポーツコミュニティとなるクラブづくり。

【トップチームのビジョン】

『地域住民、地域企業、そして自治体の皆さんと本当の意味で共に歩んでいける、地域密着型チームとなる。』

『クラブの一員としてクラブ事業に関わるだけでなく、地域主催のイベントやボランティア活動にも積極的に参加し、地域社会に貢献できるチームとなる。』

『いついかなる時も頂点を目指すチームとなる。』

1企業が運営するようなチームではなく、地域密着のチームづくりを行っていくためには、単に地域からサポートを受けるだけの一方通行の関係では成り立ちません。その地域に暮らす人々、企業のために何ができるのかをチームとして考え、選手・スタッフひとり一人が行動を起こせるチームになることが大切です。そのため、チームに所属する選手・スタッフが当法人の社員（正会員）となることで、運営に対する議決権を有し、事業に対して個々が意思決定できる環境づくりを行います。

そして、競技チーム・競技者としてスポーツに取り組む以上、選手・スタッフは、常に頂点を目指して努力し、勝負にこだわります。その本気の姿が多くの人たちを元気にし、スポーツに携わる子どもたちの夢となります。

トップチームは、上記ビジョンを持って、何事にも常に全力で取り組んでいきます。

【正会員について】

以下、「一般社団法人アステム湘南スポーツソサエティ」定款より、会員について記載された第2章、第3章の抜粋となります。

トップチームに所属する選手・スタッフは、正会員（一般社団法人における社員）として法人運営・事業に対する議決権を有し、よりよいチームづくり、環境づくりに向けた活動を行っていきます。

尚、正会員として入会する際、その入会金および会費は、年間15,000円となります。

第2章 会員

（種別）

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- ②賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

（入会）

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準に従い、理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ④定期的に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- ⑤除名されたとき。
- ⑥総正会員の同意があったとき。

（退会）

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

①当法人の定款又は規則に違反したとき。

②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。

③当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第17条第2項第2号又は第18条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

② 理事会が必要と認めたとき。

②総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。

3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

①会員の除名

②監事の解任

③定款の変更

④事業の全部の譲渡

⑤解散及び継続

⑥合併契約の承認

⑦その他法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第21条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。